

返戻金に関する取扱い

○返戻金制度に関する事項

1 採用された採用決定者が、入社後 6 か月以内に本人都合により退職した場合、乙は、甲に対し、支払われた人材紹介手数料について、次の各号に定める割合により算定した金額を返還するものとする。

- (1) 入社後 1 日超え 1 か月以内に退職した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超え 3 か月以内に退職した場合 50%
- (3) 入社後 3 か月超え 6 か月以内に退職した場合 20%

2 甲は、採用決定者の退職または退職予定を知った日から 5 営業日以内に、乙に対し、次の事項を記載した書面、電子メール、その他電磁的方法により通知するものとする。

- (1) 離職日（予定日を含む）
- (2) 離職の事由（自己都合か会社都合かの別を含む）
- (3) 根拠となる資料（退職届、解雇通知書、離職票その他公式書類）

3 乙が前項の通知を受けるまでの間、返戻金算定期限は進行しないものとする。甲からの通知受領後、返戻金の算定を開始する。

4 前項の返還は、原則として、採用決定者の退職日の属する月の翌月末日までに、甲の指定する銀行口座へ振込送金の方法により行うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

5 甲の責に帰すべき事由による退職または解雇の場合には、本条は適用しないものとする。6 前項の「甲の責に帰すべき事由」には、労働条件の相違、不利益変更、賃金当な配転、ハラスメント、法令違反その他これらに準ずる事由を未払、違法または不含むものとする。甲が乙に通知した労働条件と異なる条件で採用決定者を雇用した場合も含む。

7 本条第 1 項に基づく返戻金請求権は、採用決定者の離職日から 6 か月を経過したときは消滅するものとする。

